

# 災害時における緊急輸送路確保業務の協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟東京支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項の規定により実施する応急措置としての緊急輸送路の確保に必要な工作物等の除去のうち、別表に定める道路の区間において、乙の所有する装備の範囲内で可能な、緊急車両等の通行に障害となっている車両等の除去業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

## （協力）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時緊急輸送路確保業務協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時緊急輸送路確保業務協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び災害の状況
- (2) 通行障害発生場所
- (3) 通行障害車両の種別及び台数
- (4) 現場担当者の所属、職及び氏名
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

4 大規模災害等により「災害等発生時における緊急交通路確保のための社団法人日本自動車連盟の職員の派遣及び資機材等の提供に関する覚書」（平成17年6月1日締結）等に基づき警視庁交通部長、他団体等より乙に対し第1項と同様の依頼があったときは、その業務の内容及び実施について甲乙協議の上、決定するものとする。

## （業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時緊急輸送路確保業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第4条 業務について発生した費用は、乙の負担とする。

(災害補償)

第5条 甲は、第3条第1項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第6条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成25年6月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方に催告することなく甲、乙間で契約した全ての契約、協定等を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

- (1) 甲又は乙、甲又は乙の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定義する暴力団及びその関係団体等をいうほか、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうして不法行為を行うもの等をいう。以下同じ。）である場合又は反社会的勢力であった場合。
- (2) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
- (4) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

(表明、保証)

第9条 甲及び乙は、次に掲げる事項について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年6月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
多摩市

代表者 市長 阿部 裕行

乙 東京都港区芝二丁目2番17号  
一般社団法人日本自動車連盟東京支部

代表者 事務所長 中山 高

別表

- 1 都道鎌倉街道の市内全区間
- 2 都道多摩ニュータウン通りの市内全区間
- 3 都道川崎街道の市内全区間
- 4 その他甲が応急措置を実施するにあたり必要と認め、乙が承認した道路の区間

第1号様式（第2条関係）

多 第 号  
平成 年 月 日

一般社団法人日本自動車連盟東京支部  
事務所長 殿

多摩市長

災害時緊急輸送路確保業務協力依頼書

「災害時における緊急輸送路確保業務の協力に関する協定書」に基づき、災害時緊急輸送路確保業務に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
災害の状況	
通行障害発生場所	
通行障害車両の種別及び台数	
現場担当者	所属 職 氏名
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

一般社団法人日本自動車連盟東京支部  
事務所長

災害時緊急輸送路確保業務協力状況報告書

「災害時における緊急輸送路確保業務の協力に関する協定書」に基づく災害時緊急輸送路確保業務に対する協力状況について、下記のとおり報告します。

記

業 務 内 容	
業 務 期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
通 行 障 害 発 生 場 所	
通行障害車両 の 種 別 及 び 台 数	
労 力 及 び 業 務 使 用 車 両 の 状 況	
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）